

第6章 フランスにおける家族農業経営継承の現代的課題

須田 文明

1. はじめに

フランス農業社会共済 MSA 中央金庫によれば今後 10 年間に 45%の農業者が引退年齢に到達する。近年、年間 1 万人が引退年齢に達してきたが、今後数年間は毎年、1.5～1.6 万人が引退年齢に達することになるという。

フランスでは 2016 年 11 月に青年農業者給付金 DJA についての制度改革がなされ、これにより DJA の受給額の増加が見込まれている。直接的には 1965 年に制定された青年農業者融資制度（利子補給）が、市場利子率の低下によりあまり活用されることがなかったことにより廃止されたことに伴う措置であり、欧州農村振興基金の運営の州レベルへの移管を通じて、就農政策を州レベルに下ろしていくという政策転換を背景としているが、喫緊の課題となってきた経営移譲への対応でもある。

農業経営の移譲が重要課題となったことや、2014 年が FAO の国際家族農業年であったこともあり、家族農業の経営及びその移譲の実態について、近年、貴重な研究成果が生まれている。これまで、フランスにおいて従来の統計では捉えられてこなかったような農業経営の移譲の実態について、多くの研究成果が刊行されているのである。企業的大規模経営についての大がかりな研究プロジェクト（国立研究庁 ANR の Agrifirme プロジェクト 2011-2013 等）の成果が刊行されているほか、農地の資産的保有がもたらす弊害に関する各地域でのモノグラフィー的研究、地道なフィールド・ワークでの聞き取り調査が行われた。これらから、経営移譲については、単に後継者の数の確保だけでなく、経営規模の拡大が進みすぎた結果、家族経営の実態が失われつつあり、資産価値が大きいことが継承を困難にしていること、外部資本参入など純粋な家族農業経営継承以外の移譲が拡大しつつあることなどが明らかになってきた。農業構造問題のブラックボックスが徐々に開示されつつあるかのようなのである。本研究はこうしたフランスで刊行されつつある成果を活用し、構造政策の優等生とされるフランスにおいて、現在、家族農業経営の移譲が直面している課題について解明することを目的としている。

本稿で明らかにされるような経営継承問題は 30 年前であれば検討さえされなかった。本稿の扱う経営継承が「現代的」課題とするのも、こうした理由による。ちなみに米国農業経済学会の学会誌 *The American Journal of Agricultural Economics* が 1986 年、フランス農業経済学会誌 *La revue d'Economie Rurale* が 1987 年に、ほぼ時を同じくして、農業経営の「ファイナンス」についての特集号を組んでいる。両誌とも、中規模経営にとっての資金力不足、融資の限界を指摘しているが、フランスでは、銀行融資や各種補助制度という古典

的テーマが問題となっていたのに対して、米国では、経営への外部資本の参加に基づく新しいファイナンス様式が問題となっていた。それから 30 年後、現在のフランスでは、1980 年代には考えも及ばなかった新しい問題が登場し、外部資本の参加による農業経営へのファイナンスという新しい事例が広く見られるようになっており、こうした事例が、上述の研究プロジェクトなどにより、明らかになっているのである。こうした外部資本の経営への参入の問題は、古くからブドウ・ワイン経営に広く見られたが、現在、施設型野菜や畜産、酪農のみならず、耕種部門でも見られるようになっている。

上記の外部資本の参入の事例は主としてかなり大規模な経営に関するものである。しかし、家族農業経営継承にかかる問題は、中規模ないし小規模経営にもその「現代的な」性格を与えている。それは、農地が生産資本であると同時に、「家産」という資産的特徴を持っていることに起因している。都市化圧力の強い地帯や観光地付近の農地は当然のことながら農地の価格が上昇を見ている。家族経営の移譲に際して、こうした資産価値の上昇が影響を及ぼすようになっている。農業後継者は共同相続人に対して、その資産価値に見合った清算金を支払わなければならないところ、その金額、すなわち後継者の負担が増大することは移譲を妨げる要素となるからである。このような場合、古典的には経営を一体的に継承するために法人（例えば農業土地集団 GFA）を形成するといったアレンジメントがなされる。しかしこうした農地の資産価値の上昇は、共同相続人の間に別の思惑も働かせることにもなる。もちろんこうした資産価値の上昇そのものは今に始まったことではない。こうした現象が「現代的な」性格を帯びるのは、後継ぎのいない高齢農業者や兼業後継ぎ、もしくはそもそも農業活動をしていない相続人が、農業経営者の地位を持ち、農地を資産として保有しつつけるような仕組みが確立したところにある（非合法的ではあれ、広範に広がっていることが近年の研究で指摘されている）。彼らは、実質的に農業に従事することはなく、実際の農作業は、最初から最後まで（補助金の受給申請や販路の確保まで含めて）、近隣の大規模経営や農作業請負会社、統合型機械利用協同組合 CUMA に委託されるのである。

2. 農業構造政策の展開とその帰結

（1）迷走する構造政策

家族経営という概念は、1960 年の基本法以来、1999 年の基本法まで、つねにその根幹をなしていた。1960 年 8 月 5 日に制定された基本法の第 2 条は以下のように規定する。「農業政策は、家族的タイプの経営構造を促進することを目的とする。これは、生産の近代的手法をよりよく使用し、経営資本と労働の完全なる活用を可能とさせる」。作物家畜複合経営による中規模経営が 50 年代のキリスト教農業青年運動 JAC と共鳴し合い、資本主義的大規模経営とも、社会主義圏（当時）の集団農業とも異なった中規模家族農業を対象とした農業近代化を進めることを目指したのである。しかしその後の構造政策の展開は、家族的な性

格を維持しつつも、大規模経営の一層の大規模化を推し進めることになった。

20 世紀末から 15 年ほどの間だけでも、1999 年（「農業基本法」）、2006 年（「農業基本法」）、2010 年（「農業及び漁業の近代化に関する法律」）、2014 年（「農業及び食品、森林のための未来に関する法律」）と、農業基本法が 4 度にわたって刷新されている。左派政権であるか、右派政権であるかにより、経営の構造コントロールが厳格化されたり、緩和されたりと、構造政策は迷走を続けているかのようである。

1999 年に社会党政権下で制定された農業基本法は、家族経営を重視し青年の就農を優先課題として、「経営地域契約 CTE」を鳴り物入りで規定したが、2002 年までしか持たず、政権交代とともに廃止された。

しかし 2006 年農業基本法は、前年の全国農業経営者連盟 FNSEA のル・マン大会での報告を受けて、家族経営よりも農企業 *entreprise agricole* という観念を優先させ、企業的論理において、「第 1 条：農業財産制度 *fonds agricole*」、「第 2 条：委譲可能な小作権」を規定し、「農業者の雇用と生活条件に資する企業行動を促進すること」、「農企業へと農業経営を進化させること」をうたっている。これと併せて 2010 年の農業近代化法は生産要素への投資促進、経営の漸進的売却の促進を規定し、企業の論理を進めることとなった（須田 2015）。

これに対し社会党政権下で制定された 2014 年の「農業と食品、森林のための未来の法律」は、規模拡大を抑制する方向へと舵を切った。家族経営を重視し青年の就農を優先課題として、「経済的・環境的利益集団 GIEE」を制定したが、中道右派政党 UMP より、憲法違反であるとして、憲法委員会に提訴された。2017 年に大統領選挙が行われたが、現在のところ、前政権の農政が継続される模様である。

（２）農業経営構造の現段階

上述のように家族経営概念を根幹としつつ、1960-62 年の農業基本法及び補完法は、夫婦二人の労働で他産業並みの所得を達成できるよう、中規模経営の近代化と規模拡大を発展させるよう、構想されていた。しかし今日、家族労働 2 単位で農業経営に従事しているのは 20%のみである。農業者の妻は農外での職業に従事する事例が多くなっている。2013 年の中大規模経営のフルタイム換算働き手 ETP¹⁾の内訳を見ると、経営者及び共同経営者、法人経営の組合員が 59%を占め、家族補助者(7%)、常雇(18%)、季節雇(12%)、雇用主集団(2%)、機械利用協同組合 CUMA(2%)、農作業請負会社、その他労働給付サービス会社(2%)となっている。経営における働き手全体に占める雇用労働の割合は 1988 年の 21%から 2011 年の 33%へと増加している(第 1 表)。数こそ少ないものの、農作業請負会社や農業機械利用協同組合 CUMA による経営での年間労働単位 (UTA) ¹⁾は同時期に 115%増加している。このように、経営における労働の担い手から見ても、徐々に経営の「家族的」性格が消失してきている。また中規模経営の近代化という 60 年農業基本法の目標にしても、徐々に、大規模経営のさらなる大規模化が進行しているようである。第 2 表に見られるように、1988 年に比べて 2010 年の農業経営数は、小規模経営、中規模経営いずれにおいても 4 割弱にまで減

少しているのである。また平均経営面積も 28ha から 56ha まで倍増している。

こうした経営規模の拡大は借地によるものである。中規模大規模経営の農地面積の 79.2% は借地である(2010 年センサス)。法人化の進展によりこの借地の 16.7% は法人の組合員からの借地である。絶対数で見ると、中規模大規模経営の、2000 年時点での経営体当たりの平均面積は 63.3ha であり、そのうち経営の自己所有地は 21.7ha にとどまり、2010 年では同 78.8ha のうち、16.4ha でしかなかった。こうした現象は、規模拡大が主として借地により進んでいることを示すと同時に、長寿化の結果、元経営者が、より長期間にわたって所有者=貸し手として残っていることを反映している。こうした借地による経営規模拡大の広がり結果として、たとえば Poitou-Charentes 州では農業経営は平均 17 人の地主から借地している。経営面積に占める借地割合の多い地域である北部の Somme 県では 10~12 人から、南部では 3~4 人から借りており、全国にならせば経営はおよそ 6 人の地主から借りていることになる (CGAAER, 2013)。

第 1 表 経営における働き手の変化

実数(1,000UTA)	1988	2000	2011
農業被雇用者全体	234	231	211
うち常雇	156	140	141
家族的働き手	883	584	432
被雇用者/働き手全体	21%	28%	33%

出典:農業センサス (ただし, Pluvinage (2015)より).

第2表 1988-2010年の規模別経営の進展

経営規模	1988	2000	2010	変化率 2010/1988
小規模経営 PBS<25,000 ユーロ				
実数(1,000 戸)	477	278	178	0.37
面積(1,000ha)	4,358	2,307	1,865	0.43
平均面積 ha	9	8	11	1.22
中規模経営 PBS25,000～10 万ユーロ				
実数(1,000 戸)	393	218	151	0.38
面積(1,000ha)	14,224	10,265	7,983	0.56
平均面積 ha	37	47	53	1.43
大規模経営 PBS>10 万ユーロ				
実数(1,000 戸)	147	169	162	1.10
面積(1,000ha)	9,814	15,284	17,116	1.74
平均面積 ha	67	91	106	1.58
全体				
実数(1,000 戸)	1,017	664	490	0.48
面積(1,000ha)	28,596	27,856	26,963	0.94
平均面積 ha	28	43	56	2

出典：農業センサス(ただし, Pluvinage (2015) より).

注. 標準粗生産額 PBS は, 経営の潜在的な生産能力を示すものである. 実際に生産されている経済成果ではなく, いわば, ヴァーチャルな生産額である. 5 年平均で計算され, 例えば PBS2007 は, 2005-2009 年の平均である.

(3) 構造コントロールの迂回による規模拡大

離農により解放された農地の利用が新規就農に向かうのか, 経営規模拡大に向かうのか, 当該の農地の取得に際して誰が優先されるのが, 経営合併委員会 (これは 1995 年以降, 県農業方向付け委員会 CDOA と呼ばれることになる) により県のレベルで決められた。この委員会は就農もしくは規模拡大後の経営面積の最小限規模と最大限規模を設定し, その間に経営面積が収まることを任務としており, この規模を越えて農地を取得したい農業者は委員会の意見により県知事に発行される「経営認可」を受けなければならない(詳細については石井 2010 を参照)。さらに土地整備農村建設公社 SAFER が農地の所有権移動につ

いて権限を持ち、政策目的に沿うような経営に農地を付与する仕組みがある。こうして 1946 年の小作立法を初めとして、40 年代末から 60 年の農業基本法を経て確立された構造コントロールが、家族経営を農業近代化の基礎とし、農業経営の世代的継続を強化する制度の根幹をなしていたのである。

しかし、このフランスにおける家族農業経営継承の黄金律には後日談がある。それはまず、欧州共通農業政策 CAP 改革によって動揺した。CAP の下で行われた農産物価格保証政策によって過剰生産(とりわけ乳製品)が生じたことから、1984 年にクォータ制度による生産制限が導入され、1992 年に市場価格支持からデカップリング政策に移行した。この改革で価格支持が縮小・廃止されたことで、欧州農業は国際競争にさらされ、価格乱高下の影響を直接受けることになった。こうした状況に対応する方策として、経営規模拡大が追求されるようになり、青年の就農と、家族単位に基づいた経営の再生産という、従来の構造コントロールと齟齬を来すことになったのである。

国際競争力を持つために従来の家族経営が想定しているよりも大規模な経営を創出することが必要と考えられ、多くの場合、構造コントロールを迂回する形で、規模拡大が行われた。Barral, Pinaud (2015)によれば、こうした迂回の方法は主として三つがあげられる。

①まず、農民組合の代表者たちは集团的に、県のレベルで農地の配分に介入することができる。県農業方向付け委員会 CDOA や SAFER の技術部会は、農地政策の代表(国側代表)と職能団体、とりわけ県の農業組合の同数から構成されており、これらに、職能団体代表として参加することができるからである。このため、農業者団体の意見により、既存の経営の規模拡大に有利なように、農地配分の優先順位が無視されたり、県農業構造スキームの適用が歪曲されることも多い(Bernardi, Boinon, 2009)。

②法人が構造コントロールの迂回のために形成される場合がある。法人持ち分の移転は公証人から SAFER に通知する義務の対象となっておらず、新たな法人持ち分の取得などの形での農地移転が不可視であるので、コントロールできなかったのである。ただし、中国系企業が穀倉平野地帯 Berry の 1,700ha を購入したことなどを受けて、2014 年の基本法(「農業及び食品、森林のための未来に関する法律」)、その後の各種の法律を通じて、法人の農地取得について透明性を確保するような施策がとられつつある。

③入作小作人から離作小作人に支払われる、非合法的な「パドポルト」もまた、構造コントロール迂回の主たる方法である。農地の小作権を家族の枠組外で委譲し、これを現金化することは法的に禁じられているが、借地が支配的な地方では、委譲を受けるために、新しい小作人が離作小作人にこうした「わいろ」を贈ることが一般的な慣行となっている(須田, 2015)。

3. 就農政策改革(2016 年)

今後 10 年で 45%の農業者が引退年齢(農業者社会共済 MSA)に達することが見込まれており、就農対策が喫緊の課題となっていることが、政策当局にも自覚されている。年間 1.5 ～1.6 万人もが引退年齢に達する事態に対して、後継者の数を増やすことがまず必要となる。

そこで政策当局としては青年農業者給付金 DJA の改革に着手した。DJA 改革は、市場金利の低下により、青年農業者融資が、2016 年 11 月をもって廃止されたことを直接の契機としている。これに伴い DJA 上限額が修正され、実質的に増額されることになった。就農する経営の地帯ごとに以下のように上限額が引き上げられた。

平野：12,000 から 15,000 ユーロへ

条件不利地帯：17,000 から 22,000 ユーロへ

山岳地帯：30,000 から 3,6000 ユーロへ

さらにこの金額をベースとして各州による上乘せ（モジュレーション）が導入される。欧州農村振興基金 FEADER 管理が州レベルへと移管されることにより、就農や経営移譲にかかる権限で州は独自の基準を設けることができるようになったのである。例えば Nouvelle-Aquitaine 州の例を挙げると以下のようである。

- ・ DJA ベース額（平野:11,000 ユーロ，条件不利:14,000，山岳:24,000）
- ・「新規参入」に対し DJA ベース金額の 20%を上乘せ
- ・「高付加価値，雇用創出」に対し DJA ベース金額の 25%を上乘せ
- ・「アグロエコロジー」に対し DJA ベース金額の 25%を上乘せ
- ・「経営取得，投資，近代化」に対し DJA ベース金額の 15%を上乘せ

4. 農外資本参入の多様な形態

（1）農外資本参入の4つの類型

大規模経営の継承等の手段として拡大してきている農業経営への外部資本の参入であるが、統計では把握されていない。上記の国立研究庁 ANR の Agrifirme プロジェクトなどの成果の中から、いくつかのモノグラフ的研究を拾い上げることで、農業への外部資本の導入の実態を紹介したい。

Lepage らは(Lepage, Nguyen, Pruseigle, 2015), 農業への資本供給が行われる要因を幾つか挙げている。第一に、頻発する金融危機を背景として、農業生産部門へと金融アクターが新規に参入することになった。これらのアクターは、農地の買収を行ったり、特に付加価値の高い農業経営（ブドウ・ワイン，施設型野菜，養豚養鶏など）に資本参加するというのである。

第二の要因としては、農業融資に取り組む銀行グループがある。農業金融市場に新しいアクターが登場しているほかに、新しい金融形態が農業部門にも参入している（クラウドファンディングなど）。

やはり Lepage らによれば、外部資本による農業経営への投資には以下の4つの理念型があるという。

- ・金融的論理主導型
- ・家族資本主義的投資

- ・企業家的投資
- ・連帯型投資

以下、簡潔に要点を示しておこう。

① 金融的論理主導型

食品多国籍企業、国のファンド、農業専門投資ファンドにより実施される農業経営への参加である。金融危機を背景にこうした類型が発展しており、現在のところ、高付加価値農業（ブドウ・ワイン、施設型野菜、養豚養鶏など）の大規模経営への投資がしばしば見られる。これらの投資者にとって、農地は安定した投資先であり、市場が比較的安定しており、農地法も確立していることに加え、他の諸国に比べて圧倒的に農地が安価であることが、フランスへの投資を魅力的なものにしている（須田 2015）。リスクは、構造コントロールにより規制がかけられることである。

こうした金融資本が参入する場合、農業経営は非株主の雇われ経営者に委ねられることが多い。クレディ・アグリコールの **Sodica** ファンドやイタリアの食品企業グループ **Euricom** 等が、こうした投資を盛んに行っている。

② 家族資本主義的投資

もっぱら家族的な株主が、家族の間で経営が断片化するのを回避し経営を一体として維持することを目的として、経営に資本参加する場合である。拡大家族（叔父や叔母、従兄なども含む）により出資されることもある。ここには伝統的な家族経営に固有な家産の論理が働いているのが見られる。しかし、家族的株主の多くは、経営資本の一部を所有しながら、全く経営に従事しないことが、伝統的な家族経営とは異なる新しい特徴である。大規模な法人で、農業経営民事法人 **SCEA**、農業土地集団 **GFA** の形を取ることが多く、まれに不動産民事法人や株式会社、有限責任農業法人 **SARL** の形態を取る。実質的な後継経営者は一人だが、規模がきわめて大きい場合、一人の後継ぎだけで経営を継承することが困難なために、こうしたアレンジメントがなされる。

③ 企業家的投資

投資家自身が大規模な経営を行う農業経営者というタイプである。この型の事例では多くの場合、同時に農作業請負会社を経営している。

④ 連帯型投資

「絆の大地 **terre de liens**」などの連帯経済的 **NPO** などが、連帯型マイクロファイナンスを活用して資金を集め、農地を取得し、これを有機農業での就農を希望する新規参入者に貸与する（須田 2015）。その後、この新規参入者は農地を買い取ることも可能である。相互的農業土地集団 **GFA mutual** などこうしたタイプの法人に入る。

（２）カマルグ稲作地帯における外部資本参入の事例

上述のような外部資本による農業経営への投資については、公的な統計などによっては捕捉されていない。実態についてもようやく聞き取り調査などによるモノグラフ的研究が散見されるようになった程度である。こうした経営への資本参加について、具体的なイメージを持ってもらうために、以下ではカマルグ地方の稲作農業法人についての既存の研究を取り上げることとしよう(Nguen, Purseigle, 2012)。

稲作はフランスにおいては特殊な作目と言える。欧州での稲作はイタリアやスペインなどが知られているが、両ローヌ川に挟まれた広大な三角州であるカマルグ地方でも古くから塩田の他、大規模な稲作経営が行われてきた。こうした稲作農場は歴史的に、アルルやモンペリエの貴族、マルセイユの企業家、パリやリヨンの大ブルジョワによる投資の対象であった。カマルグを避暑地として利用していたアルルの貴族らによる投資は「踊る投資」と呼ばれていた。しかし近年、カマルグ地方の稲作組合はこの地方の米について、欧州の地理的表示 PGI を取得することになり、イタリアやスペイン産の米と差別化することができるようになった。外部資本にとっても、利潤のある投資と見なされるようになってきているのである。

Nguen らはこのカマルグ地方の稲作地帯である Bouches-du-Rhone 県のアルル Areles と Port-Saint-Loui-du-Rhone という二つの市の農地市場を管轄する SAFER PACA（プロヴァンス・アルプ・コートダジュール）の土地台帳データに依拠して、その所有構造を明らかにしている。この二つの市町村に 194 の法人があり、18,555ha（当該の市町村の耕地面積の 23.5%）を所有している。こうした農業法人を実際に経営しているのは雇われ経営者である。この地帯での稲作農業法人への投資の背景について、ある法人の雇われ経営者は次のように語っている。

「フランスでは農地は高くないのです。イタリアのポー平原ではヘクタール当たり 3 万から 5 万ユーロであり、スペインの Elbe デルタ地方では 3 万から 4 万ユーロです。ところがここでは 1 万ユーロしかかからないのです。このことは欧州の他の国にとっても魅力です。もちろん東欧も魅力があるのですが、東欧に行くリスクを取りたくない西欧諸国の投資家にとってはフランスはとても魅力的なのです。北欧で農地価格が上昇し続けている今はなおさら、フランスは投資先として魅力的なのです」。

第 3 表は 194 の法人にどのようなタイプのものが多いかを示している。投資目的の農業土地集団 GFA や、その他の商業法人 SC といったタイプが多いことがわかる。逆に古典的な農業法人である有限責任農業経営 EARL などは少数であり、やはり古典的な共同経営農業集団 GAEC は皆無である。

第3表 類型別の農業関連法人数

面積規模	EARL	GFA	SA	SARL	SAS	SC	SCA	SCI	SICA	全体
<5ha		7	1			17	1	3	1	30
5-20ha	1	18	1	2		12	1	3		38
20-50ha	1	9				9	1	4		24
50-200ha	1	37	6	2	1	39		9		95
200-500ha		1	2	2		2				7
全体	3	72	10	6	1	79	3	19	1	194

出典：SAFER PACA, Areles, Port-Saint-Louis, 2009.(Nguyen, G., Purseigle, F. (2012)に引用されたもの). 第4表についても同じ。

EARL（有限責任農業経営）；GFA（農業土地集団）；SA（株式会社）；SARL（有限責任農業法人）；SAS（簡易株式会社）；SC（その他の商業法人）；SCA（農業協同組合法人）；SCI（不動産民事法人）；SICA（農業集団利益法人）

第4表に示されるように、法人数の37%を占めるGFAが、法人所有農地全体18,555haの35%を保有し、法人数の41%を占めるSCが農地の37%を保有している。不動産民事法人SCIは、面積に占める割合はさほどではないものの、農地を金融機関や株式会社、地方公共団体へと開放し、これらからの資本を導入する事業を活発に行っており、その意味でカマルグの農地において大きな位置を占めている。

第4表 法人類型別・規模別の農地所有面積

面積規模	EARL	GFA	SA	SARL	SAS	SC	SCA	SCI	SICA	全体
<5ha		11	1			26	1	1	3	43
5-20ha	14	259	6	21		166	13	45		524
20-50ha	48	401				345	32	152		978
50-200ha	57	5,196	1,224	331	147	5,384		1,255		13,593
200-500ha		587	981	850		999				3,417
全体	119	6,454	2,212	1,201	147	6,920	46	1,453	3	18,555

5. 家産としての農業経営の移譲—おわりにかえて—

農業経営構造は、歴史的に家族構造、とりわけ相続慣行により、フランス国内においても多様性をなしている。それは現在でも農地面積に占める借地率などに示されている。フランスの北部では均分相続慣行の浸透により農地は断片化され、その代わりに借地を基礎とした大規模経営が展開するようになっている。南部では長男による経営の一体的継承の慣行が強く残り、例えばピレネー地方では、歴史的には次男、三男は羊飼いとて夏季放牧に従事してきた。中央部の山岳地帯ではやはり長子相続慣行が残存し、冬場に観光客が多いこともあって、次男三男はスキーのインストラクター、スキー場のリフト係員、山岳ガイド、ホテル・レストラン従業員となる者が多かった。

こうした地方的な慣行を残しつつも、農業経営構造の近代化は、経営構造と家族構造、地域社会の間で様々なアレンジメントを形成してきた。それはもはや家族内部での委譲を遙かに超えた外部資本の導入を関与させるような大規模経営もあれば、後継ぎ他出などによる家族的委譲の不確実性に備えるために、農業者としての地位を保持しつつ（したがって、農業者に対する共通農業政策 CAP の補助金である単一支払いの受給権を保持しつつ）農作業から販売先の選定までのすべてを外部の農作業請負会社や地域の農業者に委託する高齢農業者による経営のような場合まで、多様である。

フランスにおいては、依然として経営の移譲の7割は家族枠組でなされていると言われているが、今日、家族農業経営の移譲は、農業構造の主たる規定要因である農地が生産資本であると同時に、「家産 *patrimoine*」でもあることから来る課題に直面している。これまでも様々なメカニズムを通じて、経営を後継者（多くは長男）が一体的に継承しつつ、経営資本としての農地と家産としての農地とが切断されないような仕組み（例えば家族的 GFA）が機能してきた。ところが都市化圧力による農地の資産的価値の上昇などを受けて、このようなメカニズムによる継承が機能しにくくなっている。また跡継ぎが他出したり、兼業であったりする場合、生産者は、自らは生産者としての地位を保持し（したがって単一支払い受給権を保持しつつ）、あるいは妻に経営を譲り、しかしながらすべての農作業を、近隣の大規模生産者や農作業請負会社、統合型機械利用協同組合 CUMA に委託する場合がある。こうして家族経営としての移譲の実態があるのかが不確実な場合であっても、このような家族経営は統計上は存在していることになる。しかし、この場合、生産資本と家産とは切断されており、農作業を請け負う側は生産から販路の確保、場合によっては単一支払い受給申請まで、この名目上の農業経営者に代わって行う。

こうした家族農業における家産的（資産的）側面が重視されることについて、小作人たちは警戒感を強めている。小作経営は決して少数ではない。農業者の95%は少なくともその一部の農地を借地しているし、農地の75%はこれらの小作人により経営されている。小作人たちは一人当たり6人ほどの地主から農地を借りている（北部ではその人数は多く、南部では少ない）。FNSEAの小作人部会 SNFM は2017年2月8日に記者会見を行い、農作業請負会社に農作業を丸投げする上述のような経営が増加しており、小作人たちが長期に

わたる経営戦略を練ることが困難になっていることを訴えた。地主が小作権を更新しないことを恐れているのである。

小作人組合は兼業を否定する訳ではないが、所得の大半を別の職業から得ているような兼業者は、地主に高い価格を提案して農地を容易に購入することができるのであり、新たな地主となった兼業者が小作人への借地契約を更新しない懸念があるのである（法律的に強い小作権があるとしても、実態はそうなのである）。小作人組合は、上述のように、引退地主、農業者の跡取り息子（自分では経営をしないものの、農地を保有したがつている）のために、農作業請負が広範に広がっていることを懸念している。小作人組合は、このように自分では経営しない者たちによって取得された農地が、「膨大な金額によって」転貸しがなされていることを確認している。

小作人組合は、農地へのアクセスは「承認された農業者」に優先的に与えられるべきであるとし、そのために農業者の地位を定義することが急務であると主張する。小作人組合によれば、「承認された農業者」の要件は、「自然人で、農業社会共済 MSA に加入し、経営に必要な手段と機械を持ち、経営資本と、生産奨励金や単一支払い受給権を持ち、職業資格を有し、所得の半分以上を農業活動から得ている」ことである。農作業請負会社に農作業のすべてを委託する所有者は、CAP の補助金を受給できないようにさせるべきである、とも主張する。

本稿で見てきたように、フランスにおける家族農業経営の継承は、現在大きな転換点にある。外部資本の参入や外部の経営者や農作業請負会社、機械利用協同組合 CUMA への農作業の全面的委託などの実態は、我が国の経営移譲に関しても、示唆するところがあると思われる。

注 1) フルタイム換算働き手 ETP と年間労働単位 UTA : フルタイム換算働き手の一単位は、一人がフルタイムで働いた場合の一年間の労働量を表している。年間労働単位は、フルタイム換算働き手と同様の考え方で計測される(Graph Agri, 2016 の用語集より)。ETP の 1 単位と UTA の 1 単位は、同じ労働量である。

[引用文献]

- Barral, S., Pinaud, S. (2015) “L’Organisation des echanges de foncier agricole dans le Nort-Pas-de-Calais: Quelle influence sur les dynamiques d’installation en agriculture?”, *Colloque SFER*, le 12-13 fevrier, Rennes, France.
- Bernardi,V., Boinon, J-P. (2009) “L’Action des syndicats agricoles en faveur de l’installation dan des Commissions departementales d’orientation agricole”, *Economi rurale*, no.312, pp.80-92
- Nguen, G., Purseigle, F. (2012) “Les exploitations agricoles a l’epreuve de la firme: L’Exemple de la Camargue”, *Etudes Rurales*, no.190., pp.99-118
- Bour-Desprez, B. et al. (2016) “Transmission en agriculture: quatre scenarios prospectifs a 2025”, *NESE*, no.41,pp.7-

CGAAER, (2013) *Evaluation des mesures prises dans le cadre de la Loi d'Orientation Agricole de 2006*.

石井圭一(2010)「フランス農業の構造調整と政策・制度」, 山崎編著『現代農業構造問題の経済学的考察』, 農林統計出版

Lepage, F., Nguyen, G., Purseigle, F. (2015) “Entrée de capitaux externs en agriculture et evolution des structures d'exploitation”, *Colloque SFER*, le 12-13, fevrier, Rennes, France.

Pluinage, J. (2015) “L'exploitation agricole, enre famille et entreprise: 60 ans de debats et d'itineraire de recherche personnel”, in *Agriculture en Famille: travailler, reinventer, transmettre*, INRA-SAD., pp.25-44.

須田文明(2015)「フランスの農業構造と農地制度」, 『カントリーレポート:EU,フランス, デンマーク』